

○東京藝術大学法人カード利用取扱要項

〔平成22年1月7日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年3月5日 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学契約規則第54条の規定に基づき、本学における法人カードの取扱いについて必要な事項を定め、その利用を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要項における「法人カード」とは、本学とクレジットカードの利用に関する契約を締結した者（以下「カード会社」という。）が発行するクレジットカードで、本学が負担すべき経費の支払をすることができるカードをいう。

(管理責任者)

第3条 本学における法人カードの管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、東京藝術大学会計通則第23条に定める経理責任者とする。

(利用範囲)

第4条 法人カードは、次の各号に掲げる場合に利用させることができる。

- (1) 遠隔地で行う本学主催事業において事業実施に要する物品の購入又は役務の提供等を受けるとき。
- (2) 外国からの物品の購入又は役務の提供等を受けるとき。
- (3) 外国出張先において用務に要する物品の購入又は役務の提供等を受けるとき。
- (4) クレジットカードを利用する方法によらなければ支払ができない物品の購入又は役務の提供等を受けるとき。

(発行及び利用者)

第5条 管理責任者は、前条各号に掲げる場合において、次の各号に掲げる者に法人カードを利用させるため、カード会社に法人カードの発行を依頼するものとする。

- (1) 前条第1号の場合 当該事業実施における会計担当職員
- (2) 前条第2号の場合 当該発注担当係長
- (3) 前条第3号の場合 当該出張者

2 法人カードの発行にあたっては、カードの利用限度額（1月につき利用することができる上限の額をいう。）を以下のとおり設定するものとする。

- (1) 前条第1号の場合 当該事業実施にかかる経費の見積額
- (2) 前条第2号の場合 当該経費の1月当たりの発注見積額
- (3) 前条第3号の場合 当該用務にかかる経費の見積額

3 管理責任者は、カード会社から前項の法人カードを受領したときは、第1項各号に掲げる者に当該カードの裏面に署名させ、法人カードの利用者（以下「利用者」という。）を特定しなければならない。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、本要項、本学が定める関係規程、カード会社が定める規約等

(以下「規約等」という。)を遵守し、法人カードを適正に利用するとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(利用報告)

第7条 利用者が法人カードを利用した場合は、カード会社からの請求明細書に物品の購入又は役務の提供を受けたときに受領する利用控を添えて、管理責任者に法人カードの利用状況を報告するとともに経費の精算処理をしなければならない。

(不正利用)

第8条 法人カードの利用が、次の各号の一に該当する場合には、これを不正利用とする。

- (1) 第4条に定める利用範囲以外の利用を行った場合
- (2) 私的に利用した場合
- (3) 本人(法人カード名義人)以外に利用させた場合
- (4) その他規約等に違反して利用した場合

2 前項各号に掲げる不正利用があった場合において、利用者が負担すべき金額を本学が負担した場合には、当該利用者に対し、当該利用者が負担すべき金額を弁済させるものとする。

(紛失及び盗難)

第9条 利用者は、法人カードの利用中に紛失又は盗難にあったときは、速やかにカード会社及び管理責任者に連絡しなければならない。

2 管理責任者は、前項の連絡を受けたときは、自ら又は当該法人カード利用者に最寄りの警察に届け出る等必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者は、自己の名義の法人カードが紛失又は盗難にあい、利用者以外の者が当該法人カードを利用して本学に損失を与えたときは、弁済しなければならない。ただし、保険が適用されたものについては除くものとする。

(返却)

第10条 利用者が、次の各号の一に該当するときは、法人カードを管理責任者に返却するものとする。

- (1) 第4条第1号の事業が終了し、第5条第1項第1号に定める会計担当職員でなくなったとき。
- (2) 第5条第1項第2号に定める発注担当係長でなくなったとき。
- (3) 第4条第3号の外国出張が終了したとき。

2 管理責任者は、利用者から法人カードの返却があったときは、カード会社に利用停止の請求を行うものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、法人カードの取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年1月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。